



台風被害による町税の減免について

台風第24号で被災された方に対して、町税の減免の制度を次のとおり設けています。

●減免の対象となる町税(次の要件に該当する場合は、納期が到来していない税額について減免されます。)

●個人町県民税及び国民健康保険税(所得割額のみ)

●納税義務者の所有に係る住宅・家財について30%以上の損害を受けた場合

●農作物の被害額が平年の収入額(売上額)の30%以上の場合

●固定資産税

●農地、宅地、家屋の損害程度が20%以上

●手続き

各税の納税通知書、印鑑、損害の程度が確認できる書

類(役場が発行する「り災証明書」等)をお持ちのうえ、税務課に申請してください。

●申請期限

11月29日(金)※事情により期限までに申請できない場合は、お早めにご相談ください。

問 税務課

電話(84)3154

被災時の納税の猶予・申告などの延長について

●納税の猶予

●損失を受けた日に納付期限が到来していない国税

①損失を受けた日以後一年以内に納付すべき国税

↓納期限から一年以内に納税

②所得税の予定納税や法人税・消費税の中間申告分

↓確定申告書の提出期限までに納税

●既に納期限の到来している国税

一時に納付することができないと認められる国税

↓原則として一年以内に納税

●申告などの期限の延長

災害により、申告、納付などをその期限までにできないときは、その理由のやんだ日から二か月以内の範囲で、

その期限が延長されます。この場合、所轄の税務署長に申告、納付などの期限の延長を申請し、その承認を受けることとなります。

●予定納税の減額

所得税の予定納税をされる方が、災害により損失を受けたときは、減額申請をすることで予定納税額の軽減免除を受けることができます。この場合、10月31日の現況によって見積もった平成25年分の所得税の額が予定納税基準額に満たないときは、原則として、11月15日までに予定納税の減額申請をし、その承認を受けることとなります。

●納税証明書の手数料について

災害の復旧に必要な資金の借入れを受けるための納税証明書の手数料は、無料になる場合があります。

●所得税の軽減・免除

災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、一定要件の下、確定申告で①「所得税法」に定める雑損控除による方法、②「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法、のいずれか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。

●大島税務署

電話 0997(52)4321

平成26年1月から 記帳・帳簿等の保存 制度の対象者が拡大

個人の白色申告者のうち、前々年分あるいは前年分の事業所得等の合計額が300万円を越える方に必要とされていた記帳と帳簿等の保存が、平成26年1月から事業所得・不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全体的方(所得税の申告の必要がない方も含みます。)について、同様に必要となります。

●記帳する内容

売り上げなどの収入金額、仕入れや経費に関する事項について、取引の年月日、売上先・仕入先その他の相手方の名称、金額、日々の売上げ・仕入れ・経費の金額等を帳簿に記載します。

記帳にあたっては、ひとつひとつの取引ごとではなく日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

●帳簿の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

【帳簿・書類の保存期間】

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿(法定帳簿)	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿(任意帳簿)	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

問 大島税務署
電話 0997(52)4321

人権週間について

12月4日から10日までが「人権週間」です。人権週間は、「世界人権宣言」が採択されたことを記念して定められたもので、今年で65周年